イノベーション・生産性向上WG 第7回教育・研究TF 議事概要

- 1. 日時:平成19年5月16日(水)11:00~12:00
- 2. 場所:永田町合同庁舎1階第3共用会議室
- 3.議題:大阪府の私学における学習指導要領等の運営について
- 4.主席者
- (1)清風南海中学高等学校校長 平岡 正巳氏
- (2)規制改革会議委員 福井主査、浅見専門委員、戸田専門委員
- 5.議事概要

福井主査 それでは、定刻になりましたので、第7回「教育・研究TF」を始めたいと 思います。

本日は、平岡先生に御遠方よりおいでいただきまして、誠にありがとうございました。、 私学における学習指導要領等の運営についてお話を伺えればと思います。

まずは大阪府の実態等につきまして、先生から 10 分程度で御説明をいただいて、その後、 質疑とさせていただければと存じます。 どうぞよろしくお願いいたします。

平岡校長先生 今回の教育課程の問題に関しまして、未履修問題が急遽降ってわいたように問題化されたわけなんですけれども、考えてみれば、この問題の発祥は実は公立高校の方であったのではなかろうかと思います。入試問題、特に入学試験の面接で明らかになった。

そこを考えましたときに、1つは、大学の入試科目の削減と申しますか、教科が少ない ということになりますと、勢い入学試験に対する準備と申しますか。そういう数少ない教 科に対して集中的に準備をする。

特に地方に学校におきましては、例えば予備校等もございませんし、学校内でそれに対応するということが起こってきたのではないかと思うわけです。

一方、今度は極端に都会のしかも私立学校を考えた場合、御存じのように、法律的には 私学の教育内容について、かなり独自性・自主性というもので1つは守られているわけで ございます。御存じのように、教育法 14 条では、法律に定める授業内容あるいは設備に不 足があった場合には、監督庁はそれを指導することができる。あるいは改善を命ずること ができるというふうに法律ではなっているんですけれども、私立学校法では 5 条において、 私立学校にはそれは適用されないというふうに、これはもう既に御案内のとおりだと思う んですけれども、今回のこの未履修問題に関しましても、大きく逸脱している学校は、私 は私学において、ほとんどないと思うんです。それを適用する段階において、拡大解釈あ るいは実用に応じた対応をしていたのではないかと思うんです。

にもかかわらず、これほどまでに大きな問題として取り上げられ、大阪府に至りましては、未履修に関しては全部マスコミに公表するということで、ある意味では本来、私学の監督庁は知事部局の管轄でございます。大阪の場合は教育文化部の私学課というところが 監督庁に当たるわけですけれども、本来、私学を育てていかなければならない部局がマス コミに公表すると。恫喝ですね。

これに対して、実は大阪私学全体は私学課に対して、信頼というよりも、今まではいろんなことを相談していたんですね。例えば今回の問題が起こって、学校自体はどういうふうに対処していいかわからないので、私学課に相談に行きますと、それは違反だと。すぐマスコミに通達すると。相談にも行けないような状況に実はなっていたんです。

例えば急増期のときは、もうできるだけ私学の協力を得るということで、非常にいろんな意味で、私立学校に対して協力的でもあり。

福井主査 今、何と言われましたか。

平岡校長先生 急増期です。社会急増のときです。

福井主査 学校が増えたときですね。

平岡校長先生 そうです。これは非常に私立学校に対しても理解を深め、協力的でありました。

それに反しまして、今回は、今、申しましたような状況に置かれて、むしろ今までいい相談相手だったと、ある意味でいい指導者であった監督庁が急変したということで、これは現在もその状況が続いていると思います。

例えばこの3月末ですね。未履修の学校に関しては、再度公表したいという教育文化部長の考えで、私は大阪の私学の副会長をしておりますので、そのことについてあらかじめ御相談があったわけです。私は猛反対しました。未履修問題で指導を受けた学校はマスコミに発表されているのに、この段において、そういうことを再度やるということは、私学をつぶしにかかっているのではないかと。

これは恐らく教育文化部長の考えではないはずだと。そんなことを絶対に考えるはずがない。これは恐らく教育委員会あるいはその他の文科省からの圧力ではないかということを申したんですけれども、我々と直接折衝をするのは課長補佐なんですが、そうではないと。部長が強調しているということで、そういう話になってきたわけでございます。

そういう段階におきまして、大阪の私学の連合会の顧問。顧問と申しましても、前会長なんですけれども、釜谷顧問が、もしそれをやられるなら、私学課も総括してほしいと。

と申しますのは、我々は会計監査で書類を毎年、全部出しているんです。カリキュラムを付けてね。会計監査でございますので、いわゆる教師の人数ですね。具体的に時間割も全部付けて、全部出しているんです。実はそのときに通過しているんです。

なぜ、そのときに指導してもらえなかったか。それは私学課も手落ちではないか。それを同時にやってくれ、それなら構わないと。私学課のそういう指導不足、管理不足と申しますか。

福井主査 それは、年に1回などの法令に基づく業務報告のようなものですか。

平岡校長先生 そうです。結局、私学課の方で一番大事なのは、やはり補助金のチェックだと思うんです。各私学から管理部長に提出している資料。特にそれは補助金の基礎資料になりますので、恐らくそちらの方に目が全部行っていて、カリキュラムの内容は全部

素通りだったのでないかと思うんです。

だけれども、我々はそれは提出書類の中に全部入っていますから。時間割、教師の授業計画表を全部提出しているんですね。ここまで恫喝に近いような指導をされるのであれば、なぜその時点において指導してもらえなかったのかということで、そういうことを申しまして、この問題は一応、現在のところは静まっております。

大阪の現在の実情といいますのは、そういうような状況でございますが、書類でも提出させていただいていますように、いわゆる新しいカリキュラム、教科課程について提出せよということです。これは勿論指導に従って、各学校がその指導に基づきまして、現在提出していると思います。

現状はそういうことになるんではないかなと思います。

福井主査 現在、大阪府の私学行政部局が府下の私立学校に対しているいろ調査や点検 や指導等を行っているということをお伺いしたのですけれども、その中で、あるいはそれ にかかわらずですけれども、私立学校として疑問のあると言いますか、指導内容なりチェック事項について、行き過ぎではないかという感触を持たれるような事項がもしございましたら教えていただけますか。

平岡校長先生 恐らく法的にはその法に準拠してやられたんじゃないかなと思います。 私はこの問題の根本的原因は、公立と私学の授業料、あるいは公費の格差、これが大きな 原因ではないかなと思います。

例えば、私学の場合は、多くの私学が将来の進路を保障するというところで実績を出す ことによって生徒を収容し、具体的な魅力として対応していくことも、これは事実だとい うふうに思います。

福井主査 例えば私立の中学・高校の一貫教育を行っているようなところが、おそらく大阪府下でも多くございますね。そういったところについて標準学年配当で言えば高校課程に入ってから高校1年をやるというのを実際上、私学などでは中学2年や3年から始めるということが広く行われていると聞いておりますが、そういうものについての是正指導なりがあるんでしょうか。

平岡校長先生 それは当然あります。ここも非常に矛盾しています。例えば中等教育学校、あるいは中等教育学校でなくても、中高併設型というのがございますね。これは併設型ということを宣言するだけではなしに、中学校で受けた生徒を高等学校まで面倒を見るということが1つのポイントになると思うんですけれども、その併設、あるいは中等教育学校に関しましては、各教科の前倒しが容認されている。それにもかかわらず、中高一貫校と申しますか、中等教育学校ではない、しかも、併設型ではない学校に関しましては、それが認められていない。

例えば極端な例を申しますと、英語・数学・国語、この3教科に関しましては、恐らく中高一貫校に関しましては、2年くらいで全部こなしているわけです。そうすると、後のたまった時間は、中学校の数学であれば高等学校の数学Iを実際に使っているわけです。

この前も新しい教科課程に関しまして、大阪の私学課から各学校の校長または教頭が招集を受けまして、会議があったわけです。そのときにも多くの学校から質問が出たのは、例えばそういうことをやっていくと。それは大阪の私学課も認めているわけです。

そうすると、教科指導はどう書くのかと。高等学校の教科書を使って、高等学校の教科 書に準じてそこに教科指導案を具体的にやっていることを書くことができるかという質問 に対して、それはできないと。問題集として扱うということです。

福井主査 それはやっちゃいけないという意味なんですか。

平岡校長先生 やっちゃいけないことはないんですけれども、形式的にはだめだという ことです。

戸田専門委員 今おっしゃった公立の中高一貫の場合と、私立の中高一貫の場合に扱い が違うということですか。

平岡校長先生 そういうことです。ただし今申しましたように、中等教育学校、それから併設型ということを表明している学校に関してはOKだと。

戸田専門委員 でも、事実上同じですね。

浅見専門委員 いずれにしても、併設型であったとしても、基本的には中学で次の高校 に行かないで別の高校に行くという可能性はあるわけですね。

平岡校長先生 それは保護者、あるいは生徒の方から希望があった場合はOKだという ことです。その学校になじめない。だから、よその学校に行きたいと、これはOKです。

例えば極端な例を申しますと、普通の一貫校に関しましては、学力が弱い。どうもこの学校にはふさわしくないんじゃないか。本人の将来のことを考えて、他の学校に籍を変えた方がいいのではないかという形で、そういう指導はできないということです。

戸田専門委員 1 つお聞かせいただきたんですけれども、大阪府の場合は生活文化部私学課でございますね。その生文の私学課の構成メンバーなんですが、そこに例えば公立の指導主事経験者とか、前にそういう経験があった者、いわゆる元校長だとかいう指導主事のたぐいの人は入っているんですか。

平岡校長先生 ばりばりの人が入っています。

戸田専門委員 そうでしょうね。でなければわかりませんものね。結局、その連中が細かく教育課程をチェックし、これはおかしいだろうとやるわけですね。

福井主査 高校の先取学習の点ですけれども、実際に先取学習的なものを具体的な指導内容に書いてはいけないというのが現にある指導ですか。

平岡校長先生 そうです。

福井主査 でも、実際にはやってもいいと明言するわけですか。

平岡校長先生 それは明言はされてないですけれども、仕方はないということです。

福井主査 それはもし、本当にそういうことを建前で認めたら、それは指導要領違反だという見解なんですか。

平岡校長先生 そういうことです。

福井主査 実際にそういうことについて、いわゆる高校の先取的なことを中学ではやらないように変えたという学校はおありなんでしょうか。

平岡校長先生 それはないです。そこまではございません。

福井主査 そうすると、一種のまま子扱いというグレーゾーンに行っているわけですか。 それは今回未履修問題をきっかけにして顕在化したわけですか。それまでは別にそういう ことについて正面から認めないとは言わなかったわけですか。

平岡校長先生 そうです。

浅見専門委員 一貫と言うかどうかわかりませんけれども、各学年でこの時間数と決まっているわけですね。それを3年間で合計が合っていればいいじゃないかという考え方も 勿論成り立つと思うんですが、それは今のところ全く認められないわけですか。

平岡校長先生 我々もそれはよく言うんですけれども、同一学年で、例えば音楽など 2 単位、現実には学生制の面が非常に大きいので、学年制と単位制とが混合されたような形になっていると思うんですけれども、現実においては単位制の学校であるということを表明していない学校に対しましては、学年制がメインになっていると思うんです。我々もそういう質問をした場合には、各学年で 2 単位を修了してほしい。年次を超えて単位を認めるということはできないということを言われています。

福井主査 それは実際にそういう指導に従っているわけですか。

平岡校長先生 例えば私学の場合はやはリスタッフに制約がございますね。たくさんの人を雇用できないと。特にそういう芸術関係は数少ない先生でいろいろ運用していきたいということになりますと、そういうことも起こり得るわけなんです。英語・数学・国語というのはスタッフがたくさんおられるから、これはかなり余裕を持っていろいろ構成できるんですが、特に芸術とか技術とか家庭科というような教科に関しましては、雇用に非常に制限がございますので、そういう問題も当然起こり得ることなんで、そういうことに道が開ければ私学としては非常にありがたいと。

福井主査 学年ごとの標準時間数を守らされているわけですか。例えば時間数にでこぼこがあったようなケースでは、それをならせという指導を受けて、それに現実にしたがわされているというのが現状ですか。

平岡校長先生 それはそうではないんです。今の単位の認定について、例えば年次を超 えて認定できるようになれば非常にありがたいということです。

福井主査 今の大阪府の私学行政部局は、学年を超えて学習指導要領による標準的な時間数を変えて、合計だけ一致させているというのではだめだという指導をしているんですか。

平岡校長先生 そうではないです。

福井主査 だったら自由にできているということですか。

平岡校長先生 自由にやりたいということです。

福井主査 私どもの方で事前に私学中高連からお聞きした情報によりますと、音楽ので

こぼこはならせと求められて、納得できるものではないけれども、是正したという例が大 阪府下であると聞いています。中高連の方はいらっしゃいますか。

日本私立中高連福島事務局次長 先生方のお手元に既に資料としてお示している一覧表「私学課による教育課程の一斉点検の実態調査・まとめ」というのが6枚くらいあります。これはどういう資料かと言いますと、その前に大阪府の私学課という私学行政が今回の問題を発端にして、新年度のそれぞれの私立学校のカリキュラムについて調査をしたわけです。事前に3月14日付けで文書を発信して、教育課程表を出せということで出した結果を見て、行政が見て疑いがありそうなところを呼ぶなり何なりして、具体的な指導をした。指導を受けた学校の側、受けた私立学校の側でその指導に対してどういう対応をしたのかというのを一覧表にまとめたものが今申し上げた「まとめ」というものでございまして、学校名は勿論書いていないんですけれども、それぞれの学校の受け取り方、具体的な指導の内容は。

福井主査 端的に今の音楽について、そういう事実があったのかなかったのか、どっちですか。

日本私立中高連福島事務局次長 そういう学校はあります。

福井主査 是正させられたわけですね。

日本私立中高連福島事務局次長 学校の意に反してという感じはあります。

福井主査 大阪府としては、それはだめだと言っているんじゃないですか。

平岡校長先生 私のところの学校がそうです。だから、結局認められずに音楽は補講させました。

福井主査 さっき先生は、指導はしていないとおっしゃったんじゃないですか。

平岡校長先生 例えば私の学校は音楽をやっていましたけれども、結局、どちらかの学年で統一されて、特に不足であるということで、卒業の3年生に関しまして、音楽の補習をしました。

福井主査 合計時間では合っているにもかかわらずということですか。さっきの発言は訂正されますね。事実は是正させられているということですね。

浅見専門委員 例えば中学だけに関して言うと、年間の単位数の縛りと合計の単位数の縛りがありますね。今おっしゃったのは、是正命令が出るのは合計が足りない場合、年ごとに足りなくてでこぼこがあるというのは、是正命令の対象までは行っていないということですか。

平岡校長先生 長期でトータルで見ればカバーできていても、学年でそれを修了してお かなければいけないということです。

浅見専門委員 そういう指導をされたということですか。

福井主査 学年ごとの標準時間を守れというふうに具体的には指導されているということですね。実際にそういう指導によって是正させられているというのが実態なわけですね。 この標準というのは多少ばらつきがあっても、全体でつじつまが合っていればいいという 意味じゃないんですか。

平岡校長先生 我々はそう解釈しますけれども、そうじゃなしに、その年度で修了して おけ.

福井主査 だったら標準という言葉を使う必要はないはずです。標準というのは文字ど おり目安の意味ですから。

浅見専門委員 最低単位はね。

福井主査 最低と言うんなら別です。言葉の使い方なり法令解釈を間違っている可能性がありますね。

浅見専門委員 私立だっていろんな学校がございますので、場合によっては中学で高校 みたいなことをやりたいという学校があれば、一方では中学の内容をカバーし切れない。 規定の時間数を最低限守ったって、学力等がある熟度まで達しない生徒があるということ もあり得るわけですね。

そうすると、単位時間の縛りについては、今後どういうふうにしていくと私学の経営と してはいいのかという御意見はございますか。

平岡校長先生 現状でございますれば、我々が現在考えているのは、中等教育学校、あるいは併設型の学校に変更せざるを得ないのではないかなと。まだ私そこまで研究しておりませんけれども、ざっと私の得た情報ではかなり前倒しがきくようですので、非常に自由にカリキュラムが組めるんではないか。

浅見専門委員 ちなみにそこを一貫にした場合は、1年間の時間数というのは縛られないんですか。

平岡校長先生 1年間の時間数というのは、それは必須の時間数ですか。

浅見専門委員 例えば音楽だと 45 時間ですか。

平岡校長先生 かなり必須の時間数も少ないように聞いております。

|浅見専門委員 | そうすると、併設になるとかなり自由になるということですね。

平岡校長先生 はい。

福井主査 併設とか中等教育学校になるのには何かいろいろ要件があるんですか。

平岡校長先生 今申しました中学で受け入れた生徒に関しましては、高等学校でもその まま受け入れていくということです。

もう一つは、多くの学校では中学・高等学校というふうに分かれておりますが、その分かれております1つの根拠として、高等学校へ進学するときに、また、入学金を取っています。これはおそらく取れないと思います。これは経営的に大きな要素になります。

例えば入学金 20 万円としますと、250 人の学校でございますと 5,000 万という収入があるわけです。これは非常に大きいです。

先ほど申しました公私間格差の原因になってくるのではないかと思います。こういう問題がなければ、いわゆる公私間格差が是正されれば、もっともっと私学は自由にいろんなことがやれるんではないか。我々が主張しているのは、何も公立と私学を全く一緒にせよ

という主張はしておりません。というのは、公立より私学の方がいろんな意味で自由にで きる場があるわけです。

例えば大阪の場合でしたら、公立の場合は学区制がある。私学では学区制がないというような、自由裁量的な部分があるわけですから、一緒にはできない。一緒にしろとは言っていないけれども、今のように授業料が3倍4倍というような格差があれば、どうしても私学は無理をするということで、先ほどございましたように、私学教育法で認められているような法的適用がされるなら別ですけれども、それも実際には適用されないということになってくれば、その原因をただすということになれば、やはり公私間格差を是正してもらうということになってくるのでないか。

福井主査 中学・高校を、今は一応別の学校だという前提で事実上先取りをしたり、柔軟なカリキュラムを組まれている私学が実際には大部分なわけですね。それで中等教育学校などになろうとすると、中学から高校へのフィルタリングが一切できなくなるし、しかも入学金も取れなくなって経営上問題がある。そういうことについても逆に言えば、入学金を絶対に取ってはいけないとか、あるいは中学から高校への進学段階のチェックが一切できないということはやめてほしい。その上で柔軟なカリキュラムでやりたい。そういうニーズがあるという理解でよろしゅうございますか。

平岡校長先生 はい。

福井主査 わかりました。

戸田専門委員 2 つお聞きしたいんですけれども、大阪府の場合には、よく自治体によっては公私の募集定数を決めるというケースがあるんですけれども、大阪府もそれをしていますか。

平岡校長先生 決めていますね。

戸田専門委員 決めているのは、一種談合です。公私の募集の比率を決めているイニシ アチブを取っているのが今の生活文化部の私学課だというふうに理解してよろしいですか。 それが案をつくって、私学教育部会ですか。

平岡校長先生 教育委員会じゃないでしょうか。イニシアチブは私学課よりも教育委員会。

戸田専門委員 最終的に決めるのは私学何とか協議会というのがありますね。

福井主查 私学審議会。

平岡校長先生 我々、公私協というのがございます。現にこの末にもあるんですけれども、公立高校と私学との協議会がございまして、そのときには、教育委員会のスタッフと私学のスタッフが同席して会議をするんですけれども、その司会は私学課です。相対して話し合いをするのは、教育委員会と私学なんです。

戸田専門委員 先ほどおっしゃった私学課にはばりばりの、つまり現職の公立学校の指導主事が入っているわけですね。

平岡校長先生 それは一人だけ入ってございます。というのは、私学課においてはそう

いう専門家がおられないからです。だから、それは 2 年か 3 年されて、また教育委員会に 戻ります。

戸田専門委員 教育委員会から来ているわけですね。

平岡校長先生 そういうことです。

戸田専門委員 それは変な言い方ですけれども、教育委員会の立場を、早く言うと公立 学校の利害を背負っているようなところがあるわけでしょうね。先ほどいろいろお聞きま すと、私学いじめと言いますか。

平岡校長先生 好意的に解釈すると、教育面でのエキスパートが私学課におられないということで、それの指導と言いますか、あるいは私学側からのいろいろな質問に対して指導できるという、我々はそういうふうに解釈しているんです。

戸田専門委員 建前としてはそうですね。だけれども、事実上はかなり違うと。

平岡校長先生 今回の状況では、かなり我々が好意的に考えていた考えとは違うなということを感じています。これからどういうふうに進展していくか。

福井主査 まさに御提示されたような指導を本当に徹底すると、私立学校の柔軟性というのはなくなって、公立学校と同じことしかできなくなるわけですね。要するに授業料を高く取らざるを得ない私立学校が公立学校とカリキュラム編成の柔軟化で勝負できないようにさせるというのは、翼を切られて飛べと言われていると同じでありまして、結果的には公立学校が利するだけというのが、意図はともかくとして厳然たる効果だと思うのですけれども、そこは私学として、それで本当に自由なカリキュラム編成で勝負できるのか、という今後の展望についてどうお考えになりますか。

平岡校長先生 今私ども大阪府の私学としましては、現在私学振興でいろいろ運動しておりますけれども、大阪の私学の場合の1つのメインポイントは公私間格差の是正なんです。

何が公私間格差かというと、結局公費の支出の格差。例えば大阪の私学の場合には、大体公費支出が生徒 1 人当たり 35 万円出ているんです。大体全国平均だと思うんですけれども、公立の場合は 70 万~80 万円出ているわけです。ここに大きな格差があるんではないか。

福井主査 平岡先生としては、生徒1人当たりの公金支出は公私で対等にしてほしいという御主張でございますか。

平岡校長先生 我々の案としましては、今、公立が授業料 15 万円なんです。それを 35 万円にしてほしい。私学の平均が 50 万円なんです。それを 53 万円とする。

実は大阪府の場合は、東京もそうかもわかりませんけれども、保護者の所得に準じて授業料軽減措置が講じられているんです。 A 層、 B 層、 D 層というふうに分けているんですけれども、それを公立にも適用してもらう。例えば所得 1,000 万円以上の方は公立でも 3 5 万払ってもらう。

所得800万円の方は25万。それ以下の方は授業料15万円と。そういう数値で計算させ

ていただきますと、何も余分な財政を負担しなくても、現在の支出でカバーできるんです。

福井主査 さっき私立学校の授業料を、50万を53万にせよとおっしゃいましたね。

平岡校長先生 平均的に53万円にする。

福井主査 値上げしていいわけですか。

平岡校長先生 数値を 53 万円にして、その代わりに私立学校も所得の低い保護者に対しては、53 万円から削除する。その資料を具体的に。

福井主査 助成金について、さっき 35万に対して 70~80万という、公立の法が助成額が大きいというお話がございましたが、それをならそうという発想ではないのですか。

平岡校長先生 そうではないです。相対的にはそのまま置いておく。現在大阪府の財政 状態は余りよくないんで、それについては我々は私学に余分の支出を求めずに、現状を踏 まえながら、ただ、公立高校の富裕層に対して授業料を上げてもらう。

福井主査 公立高校に私学に比べると生徒当たり2倍のお金が言っているのはそのままでいいということですか。それだけでは全然官民格差の是正にならないんじゃないですか。

浅見専門委員 その35万と70万というのは実際の支出なんですか。

戸田専門委員 こういうことなんでしょう。公立の方は所得の高いところからたくさん 授業料を取ってください。私立の方は所得の低い方は授業料を安くしてください、そうい うことですね。

平岡校長先生 そういうことです。

福井主査 よくわかりませんが、格差是正というのは、基本的に公金支出の対等化ということではないのですか。

平岡校長先生 そこまで行けば非常にありがたいですけれども、その行く前の段階としてです。

福井主査 プロセスとしてということですか。

平岡校長先生 現実論としてですね。

浅見専門委員 全体のパイが少ないから、そういうやり方をしろということですか。

平岡校長先生 そうです。それの具体的案を出させていただいております。それで大体 その層には何人いると。

福井主査 平均的な所得は私立学校在籍生の保護者と公立学校在席生の親とではどっちが多いでしょうか。

平岡校長先生 どうでしょうか。東京の場合はおそらく私学が圧倒的にいいと思うんで すけれども、大阪の場合は官尊民卑ですので。

福井主査 むしろ富裕層が公立にいる。

平岡校長先生 かなりいるんじゃないでしょうか。

福井主査 学習指導要領について、さっきの学年ごとの時間数を固定するというのも大変興味深い指導だと思うんですが、それに類するような、ちょっとこれは細か過ぎるのではないかといったことについて、ほかに何か思いつかれることはありますか。

平岡校長先生 例えば特別に、必ずしも枠に定められた内容で単位を認めるということではなしに、かなり行事において実質的な内容をも単位として認めると。これは考え方が大阪府もあるんですけれども、例えばある学校では、合唱コンクールというのをやられている。それを音楽の授業時間の単位に換算されているわけですけれども、府の指導では、その合唱コンクールというのはおそらく半日くらいなんです。だから、その時間数しかだめだと。

実際に合唱コンクールということになれば、そのクラスそれぞれが放課後練習する。しかも、曲の選定などすると、かなりそれに対して時間と労力を使っているわけです。そういうものはただしゃくし定規に合唱コンクールが開催された時間帯だけを単位の対象とするというようなこと。

その他、芸術観賞などで絵の展示がある。大阪の場合は東京と違って、大抵行われるのが京都・奈良というところで行われますので、そこまで行かなければならない。その場合にその時間もその中に入れてもらわなければならないんではないかなという考え方も事実ございます。これもただ見学する時間帯だけということで、結局表面的なことで解釈されていくということで実質的に本当に教育効果、これこそという内容も差し控えなくてはならないということになります。

戸田専門委員 総合的な学習の中身についても、かなり規制があるんですか。

平岡校長先生 そういう点に関しましては、私はわかりません。

福井主査 中高連の方が見えているんですが、もし何か補足していただくようなことが ございましたらどうぞ。

日本私立中高連福島事務局次長 中高一貫教育のことなんですけれども、先ほどのお話の中で若干交通整理をさせていただきますと、私立の中学校ですけれども、今七百数十校あるんですけれども、そのうちいわゆる国が定めた法令上定めた中高一貫校に衣がえしている中学・高校が実際上は60校くらい、1割程度です。私立の中学校のうち学校教育法に基づく制度になっているのは1割程度で、残りの9割は中学校と高校が別の学校で実際上の教育課程は一貫性を持たせている。

これは私どもの立場から申し上げると、福井先生はいろんなところでお聞きになったと思いますが、もともとこのシステムというのは私立学校が実践してきた結果を制度化したものである。制度化したんだから、移り変えるとおっしゃるのが行政側のお考えなんですけれども、それは我々の立場からいえば、本末転倒じゃないかということ。

それから、新しい法令上の中高一貫制度というのは、公立の中高一貫をつくるための受け皿つくりという面も確かにあるんです。

そうすると、その制度に私立学校が乗り換え、その器の中に入れば、私立の独自性とか、 特色ある教育というのは、非常に枠かはめられてやりにくくなる。臨機応変の対応がしづ らくなるということがありますので、なかなか移りづらいという面も実態として確かにあ ると思います。 福井主査 今お聞きしたのも非常に興味深い事例なんですが、ほかの全国の自治体の私 学行政部局でもこういう趣旨の、かなり学習指導要領の時間配当などを厳格に解する指導 は見られるようになってきているんでしょうか。

日本私立中高連福島事務局次長 それは先ほど来のお話の未履修問題があって、それに端を発して新たにそういう通知が出された。今までこういうことで通知がなされたという例はほとんどなかったんです。それぞれの私学所管部長なり課長さんからですね。それぞれの、幾つかの例があるんですけれども、極端な例としては、大阪府も極端な例に近いんですけれども、兵庫県では学習指導要領に基づく教育課程の編成等についてという兵庫県の企画管理部教育情報局長名で私立学校に対して通知が出ていますが、教育課程の構成は学習指導要領に沿ってやりなさいよと書いてあるんですが、最後のところに学習指導要領に違反した教育課程の編成実施があった場合には、その違反の内容に応じて県経常費補助金の一部不交付を含む措置もあり得ることを申し添えますという一種の警告をされているわけです。これは我我の立場からすると、ちょっと筋が違うんじゃないかと。

福井主査 公立学校で予算を減らしているのかということですね。

日本私立中高連福島事務局次長 そういうことがないのに、何で私立学校の場合は経常費補助金のカットにつながるのかと。

福井主査 兵庫もかなり細かいことに割って入るような指導がそろそろ出てくるということですか。

日本私立中高連福島事務局次長 こういう警告を発しているということは、その次の段階としてはあると思います。

浅見専門委員 中学と高校というのは、片方が義務教育で片方はそうじゃないという、 かなり質的な差異があると思うんですが、対応としては同じような対応なんですか。

福井主査 中学は厳しいけれども、高校は緩いという区分が私学行政部局にあるのかどうかということです。

日本私立中高連福島事務局次長 中学は先ほど福井先生おっしゃったとおり、学習指導要領上の標準時間数ですね。標準ということなんで、それぞれの末端の行政教育へ行くとかなり厳しくなってくるんですけれども、文科省辺りのお考えでは、標準というので比較的柔軟性のあるお考えを示しているんですが、高校は単位制ですから、むしろ高校の方が厳しいかもしれませんね。

福井主査 単位制の方が時間数の縛りよりは厳しくなる傾向があるということですね。 そうすると、義務教育の方がどちらかというと、国の関与なりの面では国民的課題なんですけれども、逆転しているような結果になっているわけですね。

日本私立中高連福島事務局長 例えば未履修問題のときにこういう例があります。実際上の中高一貫教育をやっていた私立学校の場合に、中学校で高校の課程を先取りしたと。世界史なんですけれども、先取りして、中学3年生でやらした。高校は既に中学でやったわけですから、高校のときにやらなかったと。高校のとき世界史に穴があいたので、これ

は未履修。だから、もう一回高校で同じ世界史をやれと。やらないと高校の中では完結しないという指導があった事例もあります。

福井主査 2回同じことを聞かされるかわいそうな子どもたちが出てくるわけですね。 浅見専門委員 それは一貫でない私立ですか。

日本私立中高連福島事務局次長 私立学校の実質上の一貫教育です。

福井主査 中等教育学校とかではないんですか。

日本私立中高連福島事務局次長 中学と高校は別だけれども、カリキュラム上は一貫教育をやっている学校で、今回の一件で建前論でくればそうなるんです。

福井主査 今もちょっと触れられた文科省は比較的柔軟に考えてつくっているものが、 現場に行くとしゃくし定規で融通の利かないものになりがちだということが言えそうなん ですか。

日本私立中高連福島事務局次長 そういう傾向はあると思います。

浅見専門委員 文科省の柔軟な考え方を通知か何かで出してもらうというのは有効そうなんですか。

日本私立中高連福島事務局次長 余り細かいのを出すお立場でもないんでしょうけれど も、それは指導という形でなくても、いろいろな形の解説とかを出していただいた方がい いと思います

浅見専門委員 例えば標準時間、標準の意味はこうだとか、そういうことですか。

日本私立中高連福島事務局次長 そうですね。

福井主査 今例に出された世界史の高校課程について、そういうことに興味を持てると判断した学校が好奇心旺盛な子どもたちに中学3年生で教えれば、その方が6年間の全体を通じれば合理的だということは当然ながらあり得るわけです。今おっしゃったように、中学で習ったことをもう一回高校で単位不足だからやれということを言われたら、ますます子どもにとっては迷惑だし、先生方にとってもカリキュラム編成が混乱するだけで、しかも公立・私立の間で言わば自由な教育内容で競い合うという基盤も崩れてしまうということですね。

察するに、文科省の指導要領がそういうことは絶対だめだと言っているわけではなさそ うだという感触はおありなんですか。

日本私立中高連福島事務局次長 今まではそうだったんですけれども、例の未履修問題以降、また先祖返りしているような傾向はあります。

福井主査 文科省もそうですか。中学でやってしまった世界史をもう一回高校でやれといのは、だれがどう考えても、少なくともこれからはともかくとしても、習ってしまった生徒たちの後始末としては愚かしいことです。

日本私立中高連福島事務局次長 社会一般の常識からいってもおかしいです。

福井主査 おかしいですね。面白いことが起こるんですね。

日本私学教育研究所山﨑専任研究員 同じように、中学3年生で公民をやって、高校1

年生で政治経済を学ぶ訳ですが、高1のそれを中3の時点でやっていたのが認められないということもあったようです。高校1年生、今は高校2年生に上がった学年の子ですけれども、高校1年生の段階、要するに昨年の段階で補習をしろという指導があったというのも聞いています。それは中3と高1ですから、一貫校であれば中3でやることが可能な訳です。普通だと高校で新しく入るから新たな科目としてやるわけで、それがだめと言われた訳です。未履修問題はある時期から高校2年生や高校1年生の問題となったようです。つまり、高3のは文科省がああいう方針をぼんと出したんで取りあえず終了した訳ですが、高校2年生、高校1年生を来年ちゃんと卒業させるためには補習をしなければいけないということで随分いろんな動きがあったと聞いています。

報道では高校3年生、卒業する子たちの保護の話が随分大きく扱われていましたけれども、実際現場では高2、高1に対しての指導が随分入ったので、要するに高3になってそんな科目させられないわけですから、その子たちを今のうちに何とかしようというので、高2、高1に随分影響があったというのは聞いています。

福井主査 つじつま合わせが起こっているわけですね。

日本私学教育研究所山﨑専任研究員 つじつま合わせをしないと、要するに高3になってからやらざるを得ないということになってしまうので、多くの補習を行ったと聞いています。

浅見専門委員 例えば世界史とか公民を先取りしてやったときには、中学の総時間数は 勿論満たしていると思うんですが、中高合わせたときの総時間数も満たしているんですか。

日本私学教育研究所山﨑専任研究員 高校だと単位になり、中学は時間数です。だから、中学は義務教育なので単位が不足だから卒業させないというのはない。 そこもまたちょっと問題があるところなのかもしれないんですけれども、高校は単位を取らなければ卒業できないわけですから、そこが中学と高校で大きく違うところです。

福井主査 中学で履修して事実上身に付けている子どもには単位をあげたっていい。大学の単位の考え方はそういう考え方です。時間数を厳格にただ何時間やれ、というようなことは、まともな大学ではだれも考えないわけで、高校も本来はその延長線上のはずですね。

日本私学教育研究所山﨑専任研究員 実質指導の方は要するに 35 時間が 1 単位だから、70 時間の場合は実際は週に 2 コマやれという考えです。

福井主査 学業に関する基本的な理解がそもそも欠けている方か指導の立場にいるという非常に奇異な印象を受けますね。

日本私学教育研究所山﨑専任研究員 おっしゃられたように、末端に行けば行くほど字 句の解釈が厳密になり、何度も出てきますが、法律のように守るという考えが強いように 思えます。ただ法律と教育は違うものですから。

福井主査 つくるときにはいろいろ考えているわけで、標準時間数ないし標準単位数というのは、まさに現場の臨機応変な対応を見ているからだと私は今までずっと理解してい

たんですが、それがそうでもない運用に変質してしまうということがあるわけですね。 私立中高連として文科省に対して、例えば中3でやった世界史をもう一回高校でやらせる ということは必要ないんじゃないか。今の学習指導要領を変えなくても、そんなことは当 然OKではないか、という質問を投げ掛けたり、問題提起はされているんですか

日本私立中高連福島事務局次長 そういうこまかいところまではしておりません。

福井主査 現場でおかしなことが起こったら、文科省に問い合わせもいいんじゃないですか。そういうことは余りやらないんですか。

日本私立中高連福島事務局次長 今まではやっておりません。

福井主査 お勧めしたいと思いますけれども、我々もお手伝いできると思います。

浅見専門委員 そういう質問をしたとしても相手にされないということではないですよね。

日本私立中高連福島事務局次長 それはないです。

福井主査 文科省の本省の方はそんなことにこだわるとは思えませんけれどもね。

戸田専門委員 私が一番奇異に感じたのは、例の未履修問題で、全国高等学校校長会というのがあるわけです。そこが手を挙げて文科省に、何でこの未履修問題を問題にするんだと。今まで文科省は学校の多様化、個性化路線を勧めてきて、カリキュラムも学校の実情や生徒の実態に合わせて自由に編成しなさいと言ってかなり自由化を文科省自身が認めてきているわけです。自治体教育委員会も各学校長も。それでこの期に及んでだめだと言われたら、どういうわけだと聞く。これは公開討論などでもやってもらいたかったんですね。

平岡校長先生 公立の場合は校長が2人亡くなっているんです。自殺です。3人ですか。 戸田専門委員 私は知らないけれども、その問題でですか。

平岡校長先生 それだけ大きな物すごい犠牲ですね。しかも聞くところによると非常に 地域地域で指導的な役割をされていた校長さんなんです。非常に献身的なこともやられて いたということも聞きますね。今回の未履修問題は単なる未履修で問題として終わらずに、 そういう根本的な現実、あるいは実情に応じたことを考えていく。

福井主査 そうですね。より形式的に流れるのでは教訓にならないですね。ありがとうございます。

今日は大変有益なことを教えていただきました。規制改革会議でもこの問題は大変重要な教育の論点だと思いますので、場合により文科省からも話を聞いたり、あるいは実情も調べたりして、平岡校長先生がおっしゃったような問題提起をできるだけ生かして私学の自主性なり効果的な学習を応援できるようにしていきたいと思います。今後ともいろいろ御教授いただけるとありがたいと思います。

それから、中高連も、是非大阪府に限らず、全国のさまざまな実例をいろいろお調べになられているとは思いますので、逐次当会議の方にもお知らせいただけましたら、有益に活用させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

どうも本日はお忙しいところありがとうございました。